

保存樹等の支援制度について

1 保存樹等の指定

春日井市緑化の推進に関する条例第5条第1項に規定

2 制度導入の背景

① 指定数の推移（昭和48年度事業開始）※保存樹

・ 昭和52、53年度（1977、1978年度）	992本	（最大値）
・ 令和2年度末（基本計画策定時）（2020年度）	486本	
・ 令和5年度末現在（2023年度）	452本	

令和2年度末（基本計画策定時）以降、年平均10本ペースで減少

② 保存樹所有（管理）者に対するアンケート調査（令和6年3月）

・ 保存樹等の <u>維持管理に負担を感じている</u>	・ ・	<u>約60%</u>
・ 保存樹の剪定等にかかる費用	・ ・	<u>平均55,420円</u>
・ 維持管理への <u>金銭的支援制度の活用意向</u>	・ ・	<u>約75%</u>

③ 愛知県内他市町の事例調査（令和6年4月）

・ 保存樹制度がある	・ ・	21市町
・ 助成（支援）制度がある	・ ・	19市町（ <u>約90%</u> ）
・ 愛知県の樹木診断を活用している	・ ・	2市
・ 保存樹剪定費用等の助成がある	・ ・	3市町

④ 緑の基本計画（令和3年2月策定） 基本施策13（71ページ）

保存樹は、まちなかに潤いある景観を創出するとともに、地域の歴史・文化を次世代に伝えていく緑であり、より良い形で後世に残すことができるよう、支援策も含めた新たな保全方法を検討します。

3 新たな支援制度について

保存樹等の維持保全のため、適切な維持管理を行っている所有者に対して次の支援制度を創設する。

支援①	樹木診断	(愛知県の制度(ふるさと樹木診断事業)を活用)
支援②	助成金	(維持管理、保全作業にかかる費用の一部を助成)

4 運用開始予定

令和7年4月1日から

5 支援内容(案)

	支援① 樹木診断	支援② 助成金
対象物件	保存樹 ※3本/年	保存樹1本ごと 生垣及び樹林1箇所ごと
内 容	申請された保存樹を診断	専門的知識等を有する者による維持管理作業費で、次の各号の経費を助成する。 (1) 樹勢調査費 (2) 腐朽部等損傷処理費 (3) 剪定費 (4) 病虫害防除費 (薬剤散布、病虫害駆除) (5) 施肥に伴う費用
助 成 額	0円 ※県負担により実施	<u>対象経費の2分の1以内</u> (1) 保存樹 <u>上限30,000円</u> ただし、支援①の樹木診断により要対策となったものは、 <u>上限50,000円</u> (2) 生垣 <u>上限30,000円</u> (3) 保存樹林 <u>上限50,000円</u> ※助成金を交付した翌日から起算して <u>3年間は、新たに助成金を申請すること及び保存樹等の指定解除はできない</u>

6 効果検証

制度開始より概ね10年を目途に効果を検証し改善(見直し)、検討を行う。

7 基金の活用について

新たな支援制度(支援②)の原資として**春日井市緑化振興基金を活用**する。

(1) 理由

- ① 当支援事業は、市内の緑化推進に寄与するものであるため
- ② 愛知県都市緑化基金助成金が受けられるため
(上記助成金の要件として、緑化を推進する基金を財源として事業が行われている必要がある)

(2) 基金残高 229,987,209 円 (令和5年度末)

(3) 基金活用額(想定) 3,400 千円 (年平均)

(4) 参考

◎春日井市緑化振興基金条例(抜粋)

・第2条(設置)

緑を守り、緑あふれる美しいまちづくりを推進するため、基金を設置する。

・第7条(処分)

基金は、第2条に定める目的のための経費に充てる場合に限り、処分することができる。

◎基金を活用している市の事業

・緑化推進協議会事業費 約2,500千円(年平均)

・緑の奨励金事業費 約100千円(年平均)